

犬の適切な飼い方について

令和 5 年 4 月

函南町環境衛生課

動物を飼う際には、飼い主が責任をもって飼育することが必要です。
動物を幸せにするとともに、町民が住みよい街となるよう心がけましょう。

1 犬の飼い主の義務とマナーについて

(1) 飼い犬には 1 年に 1 回狂犬病予防注射を受けさせましょう

狂犬病予防法では、1 年に 1 回狂犬病の予防注射を義務付けています。

狂犬病は、犬、猫、こうもり、ハクビシン等の哺乳動物全てが感染源となり感染した動物の唾液からウイルスが動物や人の体内に侵入し、発症すれば治療法が無く死に至ります。飼い犬に狂犬病ワクチンを接種することで、犬への感染を防ぎ、人への被害を防ぐことができます。日本でも万が一狂犬病ウイルスが侵入した場合に備えて飼い犬への狂犬病予防注射を義務付けています。

集合注射もしくはかかりつけの動物病院で狂犬病予防注射を受けてください。

☆狂犬病予防法では犬の飼い主に次のことを義務付けています

- 生後 90 日以降の犬を飼い始めたら 30 日以内に市町に登録の手続をする。
- 1 年に 1 回狂犬病の予防接種を行う。(市町が行う集団予防接種、又は動物病院)

(2) 犬の鑑札と予防注射済票を装着させましょう

鑑札と注射済票は、ホルダーやワイヤーなどで、首輪に固定し、迷子になってしまった時にも飼い犬の情報が分かるようにしておきましょう。
 (ホルダーは環境衛生課窓口で配布しています)



(3) マナー・モラルのある飼育を心がけましょう

- ◆ 散歩時はリードを使い、犬の糞尿の後始末は飼い主が必ず行いましょう。
- ◆ 災害時や迷子等に備えて、迷子札やマイクロチップを装着する事も有効です。
- ◆ 飼い始めたら途中で捨てることなく、最後まで責任を持って飼いましょう。
- ☆ 高齢、病気、引越しなどの理由で飼えなくなる等、ペットのことでお困りでしたら、保健所や町その他、動物愛護ボランティアとして活動している団体に相談する方法もあります。

2 各種手続について

- ◆ 犬を飼い始めた時：環境衛生課で畜犬登録の手続をしてください。
- ◆ 狂犬病予防注射を受けた時：環境衛生課もしくは委託先動物病院で予防注射済票の交付を受けてください。
- ◆ 飼い犬が死亡した時：死亡届を環境衛生課に提出もしくはご連絡ください。
- ◆ 町外に転出した時：転出先の市町で所在地変更の届出の手続をしてください。
- ◆ 函南町内で転居した時：環境衛生課で所在地変更の手続をしてください。
- ◆ 鑑札・注射済票をなくした時：環境衛生課で再発行手続をしてください。
- ◆ 犬がいなくなってしまう時・犬を保護した時：保健所・環境衛生課・警察の3か所に連絡をしてください。

3 動物を捨てる・傷つけることは犯罪です

- ◆ 犬は「動物の愛護及び管理に関する法律」で「愛護動物」と定められています。
- ◆ 愛護動物を殺したり、傷つけたりしてはいけません。
 - 「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」
- ◆ 愛護動物を衰弱させるなどの虐待をしてはいけません。
 - 「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」
- ◆ 愛護動物を遺棄してはいけません。
 - 「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」

犯罪を目撃したら

110番

☎ 問合先（電話番号）

函南町役場 環境衛生課 979-8112

静岡県東部保健所 衛生薬務課 920-2102

（迷い犬の連絡）

三島警察署 会計課 981-0110



猫の適切な飼い方・接し方について



令和5年4月
函南町環境衛生課

猫の飼い方・接し方に関して、多くの苦情や相談が寄せられています。
動物を幸せにするとともに、町民が住みよい街となるよう心がけましょう。

よくある苦情

- ・鳴き声や敷地内への糞尿と悪臭で迷惑している。
- ・飼い主のいない猫が屋敷内に子供を産んで困っている。
- ・子猫が捨てられている（動物の遺棄は犯罪です）
- ・えさやりしている人に注意したいがトラブルが怖い。

苦情の主な原因

- ・ペットとして猫を飼育しているが室内での飼育をしていない。
- ・不妊去勢手術を受けていない（猫は1回の出産で4～8匹子供を産む繁殖力の高い動物）。
- ・飼い主のいない猫に餌やりをしてその場に居つかせてしまう。

○猫を飼っている方へ

- 1.地域住民への配慮・猫自身の安全のためにも、**室内で飼育**しましょう。

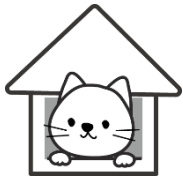
（動物が苦手な人やアレルギーのある人もいます。また、迷子や交通事故、感染症から大切な猫を守ることにつながりますので室内飼育をお願いします）

- 2.飼い主が望まない繁殖の防止のため**不妊・去勢手術**をしましょう。

- 3.近隣住民から飼い猫であることがわかるように、**迷子札**をつけましょう。

- 4.最後まで面倒をみましょう。**動物遺棄は犯罪です！**

（高齢、病気、引越などの理由で飼えなくなる等、ペットのことでお困りでしたら、保健所や町の他、動物愛護ボランティアとして活動している団体に相談する方法もあります）



○飼い主のいない猫に、えさをあげている方へ

飼い主のいない猫は、もとは飼い猫が捨てられたり、迷子などで行方不明になった猫が繁殖して増えたりしたことが考えられます。飼い主のいない猫に餌をやることは、生き物を思いやる優しい行動だと考えられ、その気持ちは尊重すべきものです。

しかし、無責任にえさをあげるだけで他に何もしないと猫がどんどん増え、猫の糞尿などにより地域の衛生環境が悪化し、近隣住民に迷惑がかかってしまいます。無責任なえさやりは、トラブルの原因となります。

また、繁殖した猫が車にひかれて亡くなるなど、猫自身をも不幸にしてしまうケースも発生しています。

飼い主のいない猫にえさやりをする時は、決まった時間のえさやり・残ったえさの片付けの他に、不妊去勢手術による繁殖抑制・糞尿の後始末も行い、周囲の環境保全を心がけてください。

飼い主のいない猫対策「TNRm活動」

TNRm活動とは、飼い主のいない猫に対して、不妊去勢手術を行い、繁殖を防止して、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分を減らすことを目的とした活動です。手術した猫たちがその命を全うするまで地域の皆さんで協力をして、猫のえさやりや、糞の掃除などルールを決めて世話をし、地域の環境保全を目的とした活動でもあります。

函南町では、静岡県動物愛護管理推進計画における市町協働施策として、TNRm活動を推奨します。

TNRm活動にて手術した猫は、耳カットをしてあります。むやみに触らずに、傷ついたりしないでください。また、各地域にボランティアで、飼い主のいない猫が増えないように活動している方たちがあります。あたたかく見守りをお願いします。

耳カット猫（さくら猫）
は不妊去勢済の目印です。



函南町では、静岡県動物愛護管理推進計画における市町協働施策として、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費用を、予算の範囲内で負担しています。

申請方法などのご相談は函南町環境衛生課までお問い合わせください。

※TNRm…Trap（捕獲）,Neuter（不妊去勢手術）,Return（元の場所に戻す）management（管理）の略

○動物を捨てる・傷つけることは犯罪です

- ◆ 猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で「愛護動物」と定められています。
- ◆ 愛護動物を殺したり、傷つけたりしてはいけません。
 - 「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」
- ◆ 愛護動物を衰弱させるなどの虐待をしてはいけません。
 - 「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」
- ◆ 愛護動物を遺棄してはいけません。
 - 「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」

犯罪を目撃したら

110番

○猫が苦手な方へ

超音波式猫被害軽減器を試験的に貸出します

貸出期間：2週間

※台数に限りがあるので貸出にお待ちいただくことがあります。

※猫により効果が異なります。



☎ 問合先（電話番号）

函南町役場 環境衛生課 979-8112

静岡県東部保健所 衛生薬務課 920-2102

（迷い猫の連絡は役場・保健所・警察署へ）

三島警察署 会計課 981-0110